

第十六回 参議院水産委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員

青山 正一君
野田 俊作君
松浦 清一君
菊田 七平君

衆議院議員

水産委員長 田口長治郎君
鈴木 善幸君
中村庸一郎君

政府委員

調達庁不 動産部長 山中 一朗君
水産庁長官 清井 正君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 林 達磨君

本日の會議に付した事件

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
○委員長(森崎隆君) それでは委員会を開会いたします。

第十部 水産委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月二十四日【参議院】

本日の議題の第一は、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案でございます。本法律案につきましては、これまで予備審査をして参りましたが、今月二十一日付を以て、衆議院議長から修正議決されました御通知を頂いております。従いまして只今から修正点につきましての御説明を衆議院の衆議院議員中村庸一郎君にお願い申し上げます。

○衆議院議員(中村庸一郎君) 私は中村庸一郎であります。只今議題となつております日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に対する修正案の提案者を代表いたしまして、提案理由の御説明をいたしまして、御挨拶に伺いました次第でございます。

本法律案は去る十五国会におきまして、防潜網による損害を補償せよ、この損害に対して法的根拠を与えよ、という事で議員立法を計画いたしましたところ、農林省のほうから、農林関係におきましても間接被害があるというので、これに附加して一つ法律を作りたいということで、政府立法に交つて参つた次第でございます。去る十五国会におきましては、本法案は原案通り衆議院におきまして可決を見まして、国会の解散からいたしましたに、遂に制定を見ることができなかった次第でございます。かかる事情によりまして、同一内容の法律案が再び提出された次第であります。この間内

外の情勢その他の変化によりまして、三点だけ修正したいということ、で、私も修正案を作りまして、三点の修正をいたした次第であります。従つてこの三点につきまして御説明申し上げます。この修正をしたいと思います。この修正をいたします。農林委員会から強い申入がございまして、非常な多種多様な損害に対する検討をせなければ、その損害を補償し得る立法をせなければならぬといふようなことになつて参りましたので、全く一つ一つ取上げて参りますと、際限のない状態に相成るのであります。又農林委員会からは、いまだしも、将来起り得る損害に対しても補償できるような法案を作りたいといふようなことも申入れ受けてまして、完全なる法律を作るといふ建前からいたしまして慎重審議したものであります。建前としては、すべての損害に対して完全補償をするという建前で進んで参りました。又政府当局からもかような答弁を承つて、かように了承して私も進んで参つたのであります。

その第一点は、主として水産関係の規定であります。原案の第一條第一項中第一号の「防潜網その他の水中工作物の設置又は維持」とありまして、次に、更に政令で定める行為について幾分具体的に規定をいたしたいと存じまして、政令で定める施設の除去、損壊若しくは変更又は水質の汚濁、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるものといふことを附加したのであります。

第二点といたしましては、主として農林関係の規定であります。この規定につきましては、以前の修正と同様の趣旨におきまして、原案の第一條第一項中の第二号の規定に、更に次の事項を加えたのであります。即ち「防砂施設」の次に、防災施設その他政令で定める施設の除去、損壊、若しくは変更、又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの、これだけ附加したのであります。この点につきましては、農林委員会におきまして附加したのであります。この事例につきましては、各地におきまして農林関係で種々なる問題が起つております。例えて申しますと、山形県の神町におきまして、川の水を駐留軍の演習にとつてしまつた、そのために「ます」の養殖場がすつかり参つてしまつた。或いは非常に水田が水利の便を失つてしまつて、こゝろいような事例を農林委員会のほうにおきましては挙げておられ

るのであります。この詳しい事例に対しましては、農地課長さんですか、出席しておられますので、農地課長さんに詳しい御説明をお願いしたいと思います。

それから第三点としましては、附則の改正であります。本法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の最初の効力発生の日以降、即ち昭和二十七年四月二十八日に遡及することにしたのであります。従いまして、この間において見舞金等の形で支給された金額は、本法によりまして損失補償金の内払とみなすことに明確に規定をいたした次第であります。このことは、占領軍当時の損害は見舞金でございするのであります。従いまして、安全保障條約の効力発生の以後におきましては、我が国民の独立意欲の点からいたしまして、完全補償することは当然考えられることであります。従つて、遡及効を法案の中に盛り込んだ次第であります。

以上三点を修正いたしました次第であります。どうぞ本委員会におかれましては、慎重御審議を賜りまして、速かに可決下されますようお願い申し上げます。御挨拶に代えます。よろしくどうぞ……。

○委員長(森崎隆君) 有難うございました。只今から御質疑のおありのかたは御質疑をお願いいたしますが、衆議院で修正されました箇所につきましては、先ほどの中村庸一郎、その他の内閣送付案につきましては、今日は調

達庁のほうは山中不動産部長のほか一名、水産庁は清井長官その他のほか、更に農林省の農地局から和田農地課長が見えられておりますから、順次御発言を頂きます。

○松浦清一君 衆議院の修正部分についてお伺いを申し上げますが、配付されております修正議決された部分と、只今中村議員から御説明になつた字句の中に若干相違があるように聞取つたのですが、御迷惑ですが、もう一遍修正部分だけお読み願えませんか。

○衆議院議員(中村庸一郎君) 「一、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚濁、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二、防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は、農地、牧野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」次に、附則中第一項を次のように改めます。

「この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。」附則中第二項を第三項とし、更に第一項の次に一項を加える。「前項の損失に關して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該當するものについては、この法律の規定による損失補償金の内私とみなす。」以上でございます。

○松浦清一君 前におつしやつたのが間違ひで、只今お読みになつたのが正確なものです。

○衆議院議員(中村庸一郎君) 前に読みましたのは、説明を少々加えながらいたしましたので、それから本文全体を讀みません、何項の次にこれだけを附加えようとしたもので、その点よろしく願ひします。

○秋山俊一君 この第一條の中で「政令で定めるその他の事業を営んでいた者」とあるのですが、これに学校なんかがこの行為のために、或いは施設のために、その場所に置くことができないとなつて、他に移転をしなければならぬといふような場合の補償に關しては、果してこの中に含むかどうかといふことに多少の疑問があるのですが、その点はどうかいふように考へるのではありませんか。前国会においてこれが制定されようとするときには、さういふものを含むのだという解釈で進んで来ておつたようでありまして、一応念のために伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。只今秋山委員からの御質問でございますが、この点につきましては、我々といひましては正確にこれを規定いたしました。駐留軍の行為によるところの事業損害の防止を図りたい、こゝういふふうに考へておられるわけでございます。ただ現在まで経過を更

にちよつと御説明いたしますと、さういふ心算でも我々は政令の規定すべき事項を整理しておるのであります。が、關係各省との協議のうちには果して学校が事業であるかどうか。経営の損失がどこから出るかといふようなことも一応問題にしておるところもある

ようでございます。それから文部關係の学校の何か法規の中にこれが救済手段があるじやなからうかといふようなことも言つて議論しておるかたもあつたようであります。この点につきましても、一応文部省が主体になりまして、大蔵省と事務的に折衝を進め、更に我が政令規定上これに準拠と申し

ますか、介在いたしまして、この事業を今進めておる状態でございます。我々といひましては、先般も衆議院のほうで質問があつたのでございまして、これをできるだけ早く政令規定いたしたい。こゝういふふうに考へておる次第でございます。

○松浦清一君 このところ私は氣にかかつておつたのですが、さうすると、学校は一体含むという意味なんです。か、含まないかという意味ですか。含むか、含まないかといふことについて研究申すと、こゝうおつしやるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 我々としては含んでおると、こゝういふふうに解釈しておるわけなんです。第一には、たゞ別にほか文部省の關係の法規の中にさういふ救済規定があれば、無理にこゝに規定しなくてもいいじやないかと、こゝういふ議論があるといふことを御紹介した次第であります。

○松浦清一君 そふしますと、文部省關係にさうしたものがないわけ、當然の中に含まれると、こゝう了解してよろしいわけですね。

○政府委員(山中一朗君) さういふ私も考へております。

○委員長(森岡隆君) ほかに御質疑ございませうですか。それでは私から一言政府委員の方にお尋ね申し上げたいと思ひます。これは參議院の農林委員

員会から要請事項として申入がござい

ます。これについて一つはつきりした御所見を伺いたと思ひます。その第一は、本法第一條第一項によつて損失補償の対象となるべき行為は大幅に政令に委ねられており、更に衆議院における修正はその感を一層深からしめるものであるが、これら対象となるべき行為の決定に當つてはあらゆる行為を取り上げ、いやしくも遺漏なからしめるといふような要請が水産委員長宛にありますが、この要請につきまして御所見を伺ひたい。

○政府委員(山中一朗君) 只今の委員長のお話の政令の中に含むものについて遺漏なからしめるという關係でござい

ますが、我々といひましては、少くともこの特別損失補償法におきまして、事業損害のあるかたんに對するこれらの行為を、最大限度に公平に取上げて万遺漏なきを期したいと、こゝういふふうに考へております。

○委員長(森岡隆君) 第二の條項について御所見を承ります。第一には、本法第一條第三項の補償の程度について「補償する損失は、通常生ずべき損失」となつており、而して政府の見解によれば「通常生ずべき損失」とは、

平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇%として算定されるようであるが、かかる算定方法は全く了解しがたいところであつて、実損失に對してこれを完全に補償することとする

ことといふ要請がございしますが、これについて以前にも質疑もございしましたが、この際農林委員會の要請が強くございしますので、御所見を一つはつきり伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山中一朗君) 第一條第三

項の補償の程度でございしますが、補償につきましては、我々は一応損害の基準といふものを完全にこれを算出するといふ方法で作業はいたしております。然らばそれに対してどれだけの補償額を算出するがいかといふことにつきましては、いろいろと關係方面にも異論はございするのであります。が、現在までとつて来ました漁船の操業整備その他につきましては、昨年の七月四日の閣議了解で一応八〇%と算定しておる実績でございします。只今御審議願つておりますところの本法案につ

きまして、現在のところ、これを算定すべき算定基準は各省間において完全了解の域には達しておりませんが、大体寄り得べきものは、この閣議了解の線における算定基準で作業ができるのじやないかと、こゝういふふうに考へております。併し只今のお話のよう

に八〇%が妥當であるかどうかといふことにつきましては、我々といひまして十分検討いたした見たいと思つております。ただ現在までの行き方から言ひ、或いは各省からの要求、或いはどうも過去の経緯等から鑑みま

す、大体今までの例が八〇%が最高じやないか、こゝういふような議論もあつたようでございますが、この点につきましては、更に我々といひまして十分研究をいたしたい。こゝういふふうに考へておる次第であります。

○千田正君 關連して……。今の山中部長さんの御説明によりますと、八〇%、これはまあ閣議で決定したからというお話であります。が、我々はこの日米安全保障條約の第三條に基づく行政協定の條項を、どこを見てもさういふパーセンテージで定めてといふことは

ないと思ひます。

は、これは当然であります。先般の合
同委員会の際にも、どなたであつたか
知りませんが、二〇%残したのは、完
全に補償しないのは、農民や漁民が働
かないで怠け者になつちやいけなしか
らということを答えたかたがありまし
たが、これは農民や漁民を侮辱するの
も甚しいことである。むしろ農民や漁
民はこういう施設は除去してもらいた
い。我々はこういう施設の中で百姓や
漁業をやるのじやない。専業に戻つて
働きたいのだから、やめてもらいたい
というのが、農民や漁民の働く者の意
向であつて、そういう人たちの損害に

○政府委員(山中一朗君) 補償の建前に、成るべく現実の損害の実態を把握いたしまして、財政上その他いろいろ都合がございますでしやうができるだけその実被害に、或いは損害に近いものを補償するということは、これは我々としても希望するところでございます。ただ只今お話の二〇％は情民を作る一つの抑制剤に残しておる、こういうふうな御説明はどこであつたのですか、よく私聞いておらないのでございますが、そういう意味で二〇％残したというように我々は承知しておらないのでございます。

農林委員会から水産委員長に申入れをした事項といたしまして、第一條第一項第一号及び第二号について、政令に委ねるものが衆議院の水産委員会でお更々となつたじやないか、こういううなお話があつたようでございますから、その点について衆議院の水産委員会の考えなり、又こんなふうに修正した経路について一言申上げたいと思います。

この演習補償の問題につきまして、直接被害の程度では大体そうもむづかしいとは思わなかつたのでございますけれども、間接被害の本法制定では非常にむづかしいことにぶつかり

て役所ともいふ／＼研究いたしました結果、結局時々刻々起つて来るケースに對しましては、どうしても改正しやういふ政令のはうに譲つておいたほうが都合がいい、こういうような結論に第一点はなつたのでございます。ただこの政令制定の際に、それでは議會において考へておるような、さような問題を落されたら困る、こういうような意味におきまして、一応かかる問題については政令に入れなければならん、こういうような弊だけを一つはめておこう、こういうようなことを衆議院の農林委員会といふ／＼御相談上げまして、そうして弊だけをはめて、この弊

起りつつあるからということ、この程度の修正にとめたような次第でございまして、この修正のために特に政令でできる問題が多くなつたということではなしに、第三号の、その他の政令で定めるもの、このうち農林委員会或いは水産委員会の考えを最も重要視しておるその枠を一号二号にはめた、こういう意味でございしますから、一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○松浦清一君　速記等の時間を制限されておるのに甚だ御迷惑かと思ひますが、先ほどの千田委員の質問に関連して、私はまだちよつと得心の行かない点があるので、伺つておきたいのです。

承知しておらないだらうけれども、あなたの方の政府委員の一人はさうな意味もこの中に含んであるのだというやうなことを委員会が発言されたことを私は記憶しておるので、そこで私はそこのこの法案につきまして、第一條の中におきましては、ここに明記されておるやうに「海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。」この明記してある以上は、その算定において少くとも一定年度の平均値を求めたならば、その平均値に対しては完全補償すべきものであると我々は考えておるのであります。でありますから、この点は十分にこの法案の趣旨を生かすように、執行機關

困る、この樺内で一つ政令に定めるものから、このいうことになしておきますれば、新しいケースが起つたときに迅速に処理できるという問題と、そうして間接被害でございますから、実はどこまでが該当するかということも非常にむずかしい問題で、湖水の中に石を投げつけて波が立つて行くで、波がずつと最後まで出て来る、これが間接被害でございますから、これらの運用面、いわゆる行政面から考えて、何かやむを得ないような部門を行政官庁に一応十分研究をさせる、かような必要があるのじやないかということで、応答をはめるが、この樺内の問題について一つ政府で政令できめたものにして、このいうような意味にいた

が、私の了解では、政令というものは、法律を施行実施するに當つて、法律の條文に従つてその実施行為として必要なことを細目にきめるということがその生命だと、こう了解をするわけですが、この法律案の條文を初めから終りまで読んで見ますと、通常生ずべき損害に対して補償しなければならぬというところは明確に書いておるが、その補償金額を八〇％に書い、或いはその金額を政令によつてどうきめるというふうなことが、どこにも書いてないと思うのですが、どういう根拠によつて八〇％という数字が出たのでしょうか。元ほどあなたがおつしやつたように、早に閣議の了解事項があるからということ、この法律の條文の中にもないけれども、八〇％という補償額を割出したというのか、どんなものでしょうか。

政府委員(山中一朗君) この八〇％

というのば、現在この法律に適用する八〇%という意味じゃございませんのうが、我が現在まで八〇%、ほかにもパーセントがありますが、使つておるのは最大のパーセントであります。これを最大と出されておる意味は、過去の漁船の操業制限、昨年の法律二百四十三号であります。そういうものに使われておるパーセントをここにお挙げになつたのだらうと思ひます。

で、只今も御説明申上げましたように、それで適用できるものは、今度の法律案が施行された時にも十分検討いたしますが、一応の基準にはなるのじやなからうかと、こういうふうに現在では考へておるわけでありまして、これは昨年の七月四日の閣議の了解で、こういう補償のあらゆる手続を、算定基準その他の手続をきめた規定があるのですが、その規定によつたと、こういうふうに説明申上げる次第でございます。

○松浦清一君 そうしますと、そういう損失補償額を割合できめるといふ権限は、この法律の中のごく中でも、誰にも委任されておらないわけですが、法律と全然違つた政令というものは出て来ないわけですか。私は法律學というものを知らないから……。

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。私も別に法律の専門家じやないの、その方面の關係につきましても、具体的に法的にどうこうということとは申上げかねますが、現在のところ同一のような法体系におきましては、大体補償すべき対象とか、その補償のよつて起る行為その他について、國が通常生ずべき損害は補償すると、こういうふうに規定してあるわけ

です。それではどういふ手続においてどういふふうに補償するかというところも、決して我々個人的な恣意でやつておるわけじゃありませんが、これはそれ／＼のあらゆるものの最大値と申しますか、關係各省のそれ／＼の見方からいろいろ検討いたしまして、これを一つの案として現在閣議で了解事項で実施しておるわけであり

○松浦清一君 閣議の了解事項というのは法律よりは強いものでしょうかね。

○政府委員(山中一朗君) 閣議の了解事項というのは別に、本當の行政行為の一応の指針を示す閣議決定とかいふあれでございまして、法律より強いとか弱いとかいふことにおきましては、法律的に全然違つたものでありまして、法律で規定されたものを更に運営する上において、我々だけではできないと、こういうふうなときに關係方面の事務的な打合せをし、その上において國の行政機關のいろいろの運営をする閣議に諮つて、これをきめるといふ意味に私はとつておるのでございます。

○松浦清一君 そうすると、補償の額を八〇%にきめるといふことは、條文の中のごくどこか拾ひ出して来れば、第二條第三項ですが、「内閣總理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し」と、その三項にこう書いてあるから、八〇%で予算都合が悪いということになれば、總理大臣が額を決定するときに、閣議に諮つて六〇%に下げられ

○政府委員(山中一朗君) この問題につきましても、この法律においては總理大臣が一応有無と額とを決定することになつております。これによつてその通り總理大臣がきめるわけであり

○松浦清一君 私はまだ疑問の残つたままですが、余り長くなりますからやめますが、もう一つ聞きたいのは、申請書で損害の額が現われて来ますね、申請者から額が現われて来るでしよう。それをそのまゝを損失額と決定する

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。我々といひまして事務的に最も好ましい姿といふものは、その中に現われた計数がそのまま実在であれば我々の作業としては誠に結構なこと

○松浦清一君 ですから、この申請書の結論に現われて来た損害額というものがあつたかどうかというのを査定、査定といふことがきつ過ぎれば、円満な言葉でもいいのですが、とにかく調べるでしようが、そして一応役所側の数字を出して、そこで数字的に頭をはねておいて、又損失補償をするときに八割にする、二重に頭をはねることになるでしようね。

上げて行く、こういう氣持で作業をいたしたいと、こういう考へであります。

○松浦清一君 ただそこに非常に氣にかかることは、これは私が若し行政官になつても、持つて来た通りそれを認めるかどうかということに対しては、いろいろ疑問があると思ひます。大体損害補償に対する補償の総額というものがきまつておるでしよう。これだけじやないのですよ。全体のことで

○政府委員(山中一朗君) いろいろやり方につきましても、ケースにおいてそれ／＼御説明したほうがいいかと思ひますが、二重に頭をはねるといふ觀念は私は出て来ないのではないかと。これは査定といふ言葉がどういふ意味で

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。我々といひまして事務的に最も好ましい姿といふものは、その中に現われた計数がそのまま実在であれば我々の作業としては誠に結構なこと

○松浦清一君 ただそこに非常に氣にかかることは、これは私が若し行政官になつても、持つて来た通りそれを認めるかどうかということに対しては、いろいろ疑問があると思ひます。大体損害補償に対する補償の総額というものがきまつておるでしよう。これだけじやないのですよ。全体のことで

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。この問題につきましても、衆議院の水産委員会でも相当問題になつ

たケースでございするが、確かにお話をうけるに、一應予算というものは額成上梓というものを作つておかなければならないことは事実でございする。但しこの予算というものが総枠において一応作つておりますが、区分につきましては弾力性のあるものでありまして、普通の公共事業とかいうような、一応財政の枠があつて、それから下へ割つて行くというのではなくて、我々のほうは原則として下から積み上げて行く、又その積み上げる対象が我々の計画に従つてやれるものではない、残念ながら駐留軍の一つの行為によつて起る場合が大部分であります。従いまして大蔵当局におきまして、我々におきまして、この点において末端のほうの制約というものは非常に弾力性のあるものに作つておるわけでありす。それでは三十億しか予算総額がないのに四十億になつたらどうするかという問題であります、これは行政当局でできる流用その他はできるだけやる。できない場合には補正その他のときに計上するということに現在の法制上はならざるを得ないと思ひますが、我々の気持といたしましては、三十億しかないから四十億のものは十億割つてしまふという観念で作業する気持は毛頭ありません。ただ主観的にそういう気持になるのじやないかと言われたときに、我々は客観的にはなれないと申しますが、個々の問題について誰の誰兵衛がそういう主観を持つておるらしいと言われようなことにつきましては、我々としては十分関係者を戒しめるつもりでおりますが、現在までの運営から行きますと、無論被害のあるほうにおいては公平な立場において、

財政上あらゆる努力を払つて多数の被害者を救済したいという精神を持つておることは、この事務をとる者の一貫した気持だろつと思つております。従いまして、そういう心配の起らないように努力をするのは我々の当然の義務であります、恐らくそういう観点に立ちました問題は、私といたしましては万々ない、こういうふうにか考へております。

○松浦清一君 まだ若干法律の條文と政令等の関連において得心の行きかねるところもございするけれども、只今お答えになつたように、無闇やたらに切り捨てる査定をやらぬ、若し予算が足らなければ補正でもやつて、できるだけ損失に近い額を支給して行く、こういう政府委員の御答弁と了解して私の質問を終わります。

○千田正君 私はこの際只今の松浦委員からもいろいろ疑義について御質問もあり、且つ又先般參議院の農林、水産合同委員会におきまして、一応の結論として出て來ました案につきまして、この際この法案、勿論衆議院を通じて、この際この修正案に対しては賛成であります、疑義もあり、且つ又この法律を完全に施行する方向に行くべく附帯決議の動議を出したいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) その問題は質疑を終りまして、討論のときにお願ひいたします。

○千田正君 それではその際改めて申し上げます。

○委員長(森崎隆君) 只今の二つの問題につきましては、農林委員会のみならず、水産委員会におきましても強く要望いたしますので、是非御研究の上

善処方を政府にお願いしたいと思ひます。

別に御発言もなければ、これを以て質疑を終了したものと認めたいと思ひますが、御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に移ります。

御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにして御発言をお願いいたします。

○秋山俊一郎君 原案及び衆議院の修正点に対して私は賛成するものであります、特に過般來審議の過程において質問し、論議をした問題の補償金算定に要する手続の問題、これが今日様式等を拝見いたしました、これもよほど簡素化されたと言ひながら、實際補償を受ける漁業者の身にとりますと、いふと、かなり大変な様式なのであります。勿論これだけの資料がなければ金額の算定もできないということにはなりましようが、この取扱ひについては、できるだけ簡便に、且つ簡素化し得るものはないか、一層簡素化する、そして速かに算定額を出すという努力をして頂きたいのであります。殊に組合等に所屬する漁業者は組合で取りまとめ損害額を申請することができるといふこととありますが、組合というもののにもいろいろ組合があります。漁業協同組合とか、或いはその他の協会のやうなものもございする、そういうふうな一つの団体は同じ組合と認めて共同の申請のできるやうな取扱ひにして頂きたいという要望を附しまして本案に賛成いたします。

○松浦清一君 私も不本意ながら本法

律案に賛成をいたします。その不本意だという理由は、只今質問の過程において申し上げたように、實際の漁民なり、農民のこうむつた損害を、法律の條文を見ましても損失を補償するといふことは明記されておるにかかわらず、結論的に補償される金額が八〇%にされる、こういう取扱ひ方に対して若干の不満を持つております。併しながら、これらのアメリカ合衆国の行為が始まりましてから、實際に損害をこうむつております漁民、農民等から、單なる一片の見舞金でなしに、早く法律を作つて補償してもらいたい、という熾烈な要望があつたわけでありまして、会期末を目前に控えて若しこれが徹底的な検討を行います場合には、会期中に審議が終らないというやうな懸念もございするもので、この際取扱ひ方の面において、損害の申請をした場合の補償額の最終的の査定の場合において、できるだけ厚意的に査定を行うことによつて、その八〇%と数字は出しておりましても、損害の大部分が救済せられるやうに配慮せられることを希望して賛成いたします。

○菊田七平君 私も只今の原案並びに衆議院の修正点に対して賛成するものであります。ただ私が要望しますのは、この補償の査定に當りまして不公平のないやうに、できるだけ一つ公平なる措置をして頂きたいといふことを附して賛成いたします。

○千田正君 只今同僚議員から御賛成の言葉がございましたが、私も同様であります、先般參議院におきまして農林水産合同審議の結果、両委員会とも結論においては同じところに到達いたしましたので、只今の同僚議員の要望

する案件を中に入れて、附帯決議の動議を提出したいと思ひます。つきましては、その案を読み上げますので、何とぞ皆様にお諮りを願ひたいと思ひます。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失補償に關する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に際して特に次の点に留意し措置すべきである。

一、損失補償の申請手続はできるだけ簡素化を図ること。

一、本法第一條第三項の補償の算定に於いて「補償する損失は、通常生ずべき損失」となつており、政府の見解によれば、その通常生ずべき損失とは、平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇%と算定しているが、かかる算定方法は了解しがたいところであつて、損失に對して完全に補償することとする。

一、損失補償に當つては各省間の緊密なる連絡の下にこれが損失的確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、いやくも削減繰延べ等のないやう留意すること。

この三項目の附帯決議案を動議といたしまして提出いたします。

○委員長(森崎隆君) ほかに御発言はございせんか。別に御発言もなれば、これを以て討論は終結したものと認めたいと存じます。御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に移ります。

速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆吉) 速記を始めて下さい。

次に、漁業法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本法律案は目下予備審査でございするが、発議者代表衆議院議員鈴木幸君から提案理由の御説明を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(鈴木幸君) 只今議題となつております漁業法の一部を改正する法律案につきまして提案者を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

御承知の通り我が国民主権の一環といたしまして、昭和二十四年十二月十五日、新しく制定されました漁業法により漁業制度の改革が行われました。昨年三月の新旧漁業法の最終的な切替によりまして、制度的には一応第一段階を画するに至つたのであります。今後はこの漁業法の精神を生かしまして、漁業制度の民主的改革、漁業生産力の発展に努力いたすべきものと考え次第であります。併しながら現行漁業法に對しましては、業界を初め幾多の批判の聲が全国津々浦々において聞かされております。特に免許料、許可料の徴集制度については、業界におきましては、この制度の撤廃について熾烈なる運動が展開されておられ、去る七月十日には全国漁民大会が開催され、又全国八十三万余の漁民の署名陳情がなされております。即ちこの免許料、許可料の徴集制度の根本的且つ抜本的な改革が要請されておるのであります。漁業法の規定による免許料、許可料の制度は、旧漁業権等の補償金約

百八十一億四に、五カ年の利子約五十億四を加算した約二百三十一億四を昭和二十七年以降二十五五年間に免許料、許可料として毎年漁民から徴集せんとするものであります。現在すでに昭和二十七年分六億四の徴集が行われておるのであります。この免許料、許可料の徴集制度は、その制度上における幾多の矛盾と欠陥を内蔵いたしておりますと共に、又他面現下の漁業経済の逼迫せる諸情勢に鑑みまして、この各派共同提案になりました法律案のごとく、抜本的にこれを撤廃すべきものと考えた次第であります。

先ずこの免許料、許可料の制度が制度として如何なる点において矛盾と欠陥を露呈しておるか申しますならば、その第一点は、他事業の許可と同様な性質を持つておりながら、漁業の許可だけが何故許可料を負担せねばならないのか、まさしく憲法第十四條の法の下の平等の思想に背馳するのではないかと疑問も持たれております。又漁業許可料の前提をなすところの許可は、いわゆる警察許可の一種でありまして、特典を付与するものではないという意見が強いのであります。更にその徴集の基準を旧漁業権に對する補償金に見合せることについては、何らの合理性がないということが指摘されておるのであります。又特に補償金は、すでに消滅した旧漁業権者に交付されたものでありまして、許可漁業者は何らその対象となるべきものでないという議論が強いのであります。又漁業制度改革は、一連の日本民主化立法の一環をなすものでありますから、漁業権の補償の見返り財源として漁業

者のみに負担せしめるべきものではないのであつて、国全体として負担すべきものであるという意見も非常に強いのであります。これらの制度上の欠陥と矛盾は、私どもも現行漁業法の制定当時におきまして、いろいろ各委員から強く論議がなされたところでありますが、皆さんも御承知のような経緯で漁業法の中にこれが盛り込まれるに至つたのであります。

更にもう一点は、現下の漁業経済は皆さんすでに御承知の通り、魚価は非常に安く、資材その他漁業経費は逐年累増いたしておるようなことでありまして、漁民の困窮、漁業経済の逼迫は、ここに指摘するまでもないのであります。

以上のような制度上の欠陥並びに漁業経済の実態からいたしまして、この免許料、許可料の制度はこの際これを撤廃することが妥当と認めまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に法律案についてその概要を御説明申し上げます。先ずその第一点は、漁業法第五章の「免許料及び許可料」の規定を削除することでありまして、即ち法第七十五條から第八十一條までを削除して、本制度を撤廃せんとするものであります。

第二点は、第一点と同様、法第二百十九條の規定を削除して、内水面漁業の免許料及び許可料を撤廃いたしましたわけでありまして、その他は第五章を削除するための関係條文の整理でありまして、目次を改め、或いは法第十四條において、削除される第七十五條の引用條文を規定し、又法第三十九條「公益上の必要による漁業権の変更、取消又

は行使の停止」には、免許料、許可料の徴集規定を準用いたしておりますため、このなくなる部分について、新たに規定いたす等、関連條文を整理いたしました次第であります。なお附則において、この法律は公布の日から施行し、昭和二十八年分分の漁業の免許料及び許可料から適用すること、昭和二十七年分までの漁業の免許料及び許可料については、なお従前の例によることといたしました。

以上極めて簡単であります。提案理由の説明を終る次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御議決あらんことをお願いいたします。

○委員長(森崎隆吉) 有難うございまして。本法律案その他の法律案につきましての御質疑は次回に譲りたいと思ひます。今日はこれを以て散会いたします。午後三時五十四分散会

七月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、鹿児島県一瀬漁港修築工事施行に関する諸願(第二二九〇号)
一、山口県見島漁港整備促進に関する陳情(第二三三三号)

第二二九〇号 昭和二十八年七月七日受理

鹿児島県一瀬漁港修築工事施行に関する諸願 鹿児島県鹿毛郡上屋久村 諸願者 長 深田直彦 紹介議員 西郷吉之助君
鹿児島県一瀬漁港は、尾久島における唯一の漁港であるとともに南方漁業の前進基地として、また避難港として県

内はもとより広く全国各地漁船の利用するところであるが、漁港施設が不備のためこれが充分な機能を發揮できない状態にあるから、すみやかに本港の修築工事を実施せられたいとの諸願。

第二三三三号 昭和二十八年七月四日受理
山口県見島漁港整備促進に関する陳情 陳情者 山口県阿武郡見島村長 山谷義太

山口県見島漁港は、西日本海上唯一の避難港であり、かつ漁場開発の前進基地であつて、国際漁場問題の推進に重要な役割を果すものであるが、本港の設備はすこぶる不備で地元漁民の利用にさへ弱点があり、風浪に際し漁船団は単に島かげに待避する外なく、海難は年々相當数に上つてゐる実情にあるにもかかわらず、占領軍関係の特殊事情により整備計画から特に取り残されてゐることはまことに憂慮に堪へないものがあるから、すみやかに本港を漁業整備計画に編入するとともに整備実施の措置を講ぜられたいとの陳情。

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(予備審査のための付託は六月十七日)
一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十七日)

七月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、漁業法の一部を改正する法律案(案)

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 免許料及び許可料(第七十五條―第八十一條)」を「第五章 削除」に改める。

第十四條第六項第一号中「第七十五條第三項に掲げる漁業と第二百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう」を「第五十二條第二項にいうトロール漁業、以西機船及び網漁業及び母船式漁業、捕鯨業(母船式漁業を除く外)、スクリューを備える船舶により、かつ、つを使用して漁をとする漁業をいう」及びかつお・まぐろ漁業(母船式漁業を除く外、総トン数二十トン以上のスクリューを備える船舶により、かつお・まぐろはえなわを使用してかつお・まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう)並びに第二百二十七條に規定する内水面における漁業を除いた漁業をいう」に改める。

第三十六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を第四項とする。

第三十九條第十三項中「、第四項(漁業権の制限又は條件)及び第七十七條から第八十一條まで(免許料又は許可料の徴収)」を「及び同條第四項(漁業権の制限又は條件)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

14 第十二項の規定による負担金

は、国税滞納処分の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第六十三條中「第十三項まで(漁業権の取消)」を「第十四項まで(漁業権の取消)」に改める。

「第五章 免許料及び許可料」を「第五章 削除」に改める。

第七十五條から第八十一條までを次のように改める。

第七十五條から第八十一條まで 削除

第二百二十九條を次のように改める。

第二百二十九條 削除

第四百四十四條第一号中「第三十六條第四項」を「第三十六條第三項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の漁業の免許料及び許可料から適用する。

2 昭和二十七年分までの漁業の免許料及び許可料については、なお従前の例による。

七月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

農林大臣は、久六島(北緯四十

度三十一分、東経百三十九度三十分附近の海面にある島しよをいう)周辺の農林大臣が指定する海域における漁業につき、漁業調整上特に必要があると認めるときは、当該海域内にある漁場を管轄する農林大臣(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権限の全部又は一部を行うことができる。

農林大臣は、前項の規定により農林大臣の権限を行う場合には、その旨を告示しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

農林大臣は、久六島(北緯四十

度三十一分、東経百三十九度三十分附近の海面にある島しよをいう)周辺の農林大臣が指定する海域における漁業につき、漁業調整上特に必要があると認めるときは、当該海域内にある漁場を管轄する農林大臣(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権限の全部又は一部を行うことができる。

農林大臣は、前項の規定により農林大臣の権限を行う場合には、その旨を告示しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

農林大臣は、久六島(北緯四十

度三十一分、東経百三十九度三十分附近の海面にある島しよをいう)周辺の農林大臣が指定する海域における漁業につき、漁業調整上特に必要があると認めるときは、当該海域内にある漁場を管轄する農林大臣(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権限の全部又は一部を行うことができる。

農林大臣は、前項の規定により農林大臣の権限を行う場合には、その旨を告示しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

農林大臣は、久六島(北緯四十